

# ニューウイングゴルフクラブ ICカード利用規約

## 第1条(目的)

- ・ニューウイングゴルフクラブ(以下「当練習場」といいます)において使用するニューウイングゴルフクラブ ICカード(以下「ICカード」といいます)については、本規約に則って取扱うものとし、カードの所有者(以下「利用者」という)は、本規約に従ってカードを利用するものとする。
- ・利用者がカードを利用する場合、本練習場の「ICカード利用規約」が適用されることを予め了承するものとします。

## 第2条(種別)

- ・当練習場が発行する ICカードの種別は次の通りとします。
- (1)メンバー ICカード
    - ・所定の申込用紙に必要事項をご記入していただき登録いたします。
  - (2)ビジター ICカード
    - ・必要事項未登録で発行いたします。

## 第3条(登録)

- ・メンバー ICカードの利用(ビジターカードは除く)にあたっては、利用者本人が所定の申込み用紙に必要事項を記入し、利用者登録するものとします。メンバー ICカード利用者が未成年の場合、保護者の同意の上、利用者登録に申込みすることといたします。(保護者の捺印がされるまでビジターカード扱いになります。)

## 第4条(発行)

### (1) メンバー ICカード

- ・お申し込み者1名につき1枚を登録申込み用紙と同時に発行いたします。
- ・初回、カード発行料として500円頂きます。
- ・当該カードに残高がある場合、残ポイントは返却できません。また返却処理を行った時点で、当該カードに関する一切の権利を放棄したものとみなします。

### (2) ビジター ICカード

- ・初回、カード発行料として保証金(デポジット¥500)を支払うことにより発行となります
- ・保証金(デポジット¥500)はカード返却時に登録者に返却いたします。ただし、当該カードに残ポイントがある場合は返却できません。また返却処理を行った時点で、当該カードに関する一切の権利を放棄したものとみなします。

### (3) カードの利用者は本人のみとし、他人に譲渡、貸与することはできません。

### (4) 前項に違反して ICカードが不正に使用された場合、そのために生じる一切の債務については利用者がその責任を負うものとします。

## 第5条(入金、チャージ、ポイントサービス等)

- ・ICカードは自動入金機でチャージ(入金)することにより繰り返し利用することができます(¥1000単位)
- ・カード残ポイントの確認は、自動入金機で確認できます。
- ・カード未使用ポイントはいかなる場合でも、返金、ポイント等の換金はいたしません。

## 第6条(ICカードの利用停止・利用資格の喪失)

- ・利用者が本規約に違反した場合、もしくは違反するおそれがある場合、その他 ICカードの利用状況が不適切であると当練習場が判断した場合、当練習場は通知することなくカード利用を一時停止する措置を取ることが出来ます。
- ・ICカードの利用状況が適当でないと当練習場が判断した場合、その他練習場が必要と認めた場合、当練習場は通知、勧告を要せずして ICカードの利用資格を喪失させ、かつ ICカードを無効とすることができるものとします。この場合、利用者は、当練習場に直ちに ICカードの返却をおこなうものとします。

## 第7条(カードの紛失・破損・盗難)

- (1) メンバー ICカード
  - ・カードの紛失、破損、盗難にあった場合規定の再発行手数料をいただき最終履歴のチャージポイント、プレミアムポイントの補償をおこないます。スタンプポイントは無効になります(第8条参照)

- (2) ビジター I C カード
- ・ カードの紛失、破損、盗難、にあった場合の利用者の損害等については一切の責任を負いません。

## 第 8 条(I C カードの再発行)

- (1) メンバー I C カード
- ・ I C カードの紛失や破損、盗難により、利用者から再発行の申し出があった場合、I C カードは本人確認のうえ、再発行いたします。この場合、規定の再発行手数料を頂戴し以前の I C カードは無効になります。
- (2) ビジター I C カード
- ・ いかなる場合でも再発行はいたしません。新規発行となりデポジット ¥500 が必要になります。

## 第 9 条(I C カードの失効)

- ・ 当練習場の利用が最終利用日より 1 年間、使用履歴がない場合は(チャージポイント、保証金(デポジット含む)カードは失効いたします。
- ・ 当練習場は、メンバー I C カード登録者及びビジター I C カード利用者が以下の各号のいずれかに該当した場合および、当練習場の規約に基づき I C カード登録者が除名された場合、通知、勧告を要することなく I C カード(チャージポイント(プレミアム含む))を失効させることができますものとします。
  - ① 申込書に虚偽の記載をしたことが判明した場合。
  - ② 暴力団関係者であると当練習場が客観的事実に基づき判断したとき。
  - ③ 前号に該当する者を同伴しあるいは紹介して当練習場を利用させたとき。
  - ④ 本規約、当練習場の施設規約その他諸規則に違反し、当練習場が利用者として不適格であると判断した場合。
  - ⑤ I C カードの利用にあたり、不正な行為があった場合。
- ・ I C カード利用者(ビジター I C カード利用者含む)が前項第①号ないし、第⑤号に該当し、当練習場又は第三者が損害を被った場合、I C カード利用者(ビジター I C カード利用者含む)はただちにその損害を賠償するものとします。
- ・ I C カードが失効した場合 I C カード利用者(ビジター I C カード利用者含む)は、I C カードを当練習場に返還するものとします。

## 第 10 条(登録事項の変更)

- ・ I C カード利用者(ビジター I C カードは除く)は、住所、氏名、電話番号等、登録の際の届出事項に変更が生じた場合は、すみやかに当練習場へ連絡するものとします。なお、届出事項変更の連絡がない場合は、当練習場は、I C カードの利用を停止することがあります。

## 第 11 条(不慮の事故による損害)

- ・ 天災時、当練習場の責任に帰すべからざる事由から発生した利用者の損害については、当練習場は責任を負いません。

## 第 12 条(個人情報目的)

- ・ お客様からいただいた個人情報は以下の場合に限り使用し、その目的以外には使用することはありません。
  - ① 何らかの理由でお客様にご連絡を取る必要が生じた場合。
  - ② カードの再発行を行う場合。
  - ③ マーケティング活動の為の基礎データ。(この場合、個人が特定されることはありません。)

## 第 13 条(個人情報保護)

- ・ お客様からいただいた個人情報を以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に開示または提供いたしません。
  - ① 法令に基づき、公的機関から開示を求められた場合。
  - ② 施設内においての事故等により保険会社に提供する場合。

## 第 14 条(規約の改定)

- ・ 本規約は、予告もなく変更・改定または、廃止する場合があります。
- ・ 当練習場は運営上の都合や障害の発生により、本規約に定めるサービスの提供を予告なく一時中断することがあります。
- ・ 前項の場合において、当練習場は一切の責任を負いません。

以上本規約は、2015 年 9 月より施行します。